

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	高取町
4. 届出番号	16
5. 独自利用事務の事例番号	97-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.takatori.nara.jp/soshiki_view.php?so_cd1=2&so_cd2=6&so_cd3

執行機関名 高取町長

肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による市町村が実施する生活習慣相談及び健康増進事業等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	70	
③番号法別表第2の項	97	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年九月十八日高取町条例第二十四号)別表第一 第十三の項 健康増進法(平成十四年法律第百三号)による市町村が実施する生活習慣相談及び健康増進事業等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年十月二日法律第百十四号)第一条	高取町肝炎ウイルス検診等実施要領第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。	第一条 肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、もって住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関で受診することにより肝炎による健康被害の回避、症状を軽減又は進行の遅延を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高取町肝炎ウイルス検診等実施要領

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 49 条 項 1 号	高取町肝炎ウイルス検診等実施要領第十一条
②事務の内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第三十七条第一項の費用負担の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	高取町肝炎ウイルス検診等実施要領第十一条の検診料金の免除に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 49 条 項 1 号	高取町肝炎ウイルス検診等実施要領第十一条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--